

第195回 役員会（臨時）議事要旨

日時 平成29年6月16日（金） 14:00～14:15

場所 学長室

議題1. 教員の人事事項について（役員会 資料1）（資料席上配付：回収）

その他

[出席委員] 6名

前田学長

(理事) 島、平井、清原、高松、宮田

[欠席委員] 1名

(理事) 石窪

[オブザーバー]

(監事) 伊牟田

[事務局]

(部長) 野澤

(課長) 通山

(その他) 中間、濱元、勇、大迫、阿多

議題1. 教員の人事事項について（役員会 資料1）（資料席上配付：回収）

学長から、教員の人事事項について諮られ、本事案については6月8日開催の第188回臨時教育研究評議会で審査・決定され、6月9日に処分対象者に審査説明書を交付し、その後、当該処分対象者から陳述不請求の申出がなされたこと、また、これまでは陳述不請求の申出がなされた場合でも慎重を期すため、陳述請求期間経過後に役員会を開催し処分決定を行っていたが、当該処分対象者は陳述不請求を変更する意思はないことが明確であり、6月22日以降鹿児島を離れるため、陳述請求期間経過後の6月26日に実施予定の処分書交付に出席できないことを考慮し、陳述請求期間終了日を待たず、処分決定を行う旨資料に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

引き続き、学長から、本学職員懲戒規則第7条に基づき懲戒処分書（案）が諮られ、審議の結果、処分は「諭旨解雇」とされ原案どおり了承された。

この結果、本会議終了後に役員等の列席のもと、処分対象者へ懲戒処分書は交付することとした。

また、本事案の概要については、本学職員懲戒規則第10条及び本学における危機管理に関する広報基準に基づき資料3及び資料4のとおり報道関係者及び教職員にそれぞれ公表することが了承された。

最後に本事案については守秘義務が課せられていることが確認された。

その他

なし

次回（定例）の開催は、平成29年6月22日（木）経営協議会終了後からとなった。